

# いじめ・不登校・児童虐待への対応策の充実について

令和2年6月11日

文部科学省初等中等教育局児童生徒課



文部科学省

# 新型コロナウイルス感染症に対応した小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開後の児童生徒に対する生徒指導上の留意事項について（通知）

2 初児生第7号  
令和2年5月27日

- 新型コロナウイルス感染症に伴う長期にわたる学校の休業では、通常の長期休業とは異なり、教育活動の再開の時期が不確定であることなどから、児童生徒の心が不安定になることが見込まれる。
- 教育活動の再開等にあたり、感染防止対策を徹底した上で、児童生徒に対する生徒指導について留意いただきたい事項についてまとめ、各都道府県教育委員会等に周知。

## 1 児童生徒の自殺予防について

- 児童生徒及び保護者との連絡を密にし、児童生徒の心身の状況の変化や違和感に注意し、自殺を企図する兆候がみられた場合、特定の教職員で抱え込まず、関係教職員・機関等と連携するとともに、アンケート調査や個人面談等による早期発見・早期対応を組織的に行うこと。
- 保護者に対し、家庭での児童生徒の見守りを促すとともに、学校の相談窓口や各種相談窓口（「24時間子供SOSダイヤル」やSNS相談窓口等）を周知すること。
- インターネット上の自殺をほのめかす等の書き込みを発見するため、教育活動の再開前後で、ネットパトロールを集中的に実施するとともに、警察と連携するなどして児童生徒の生命や身体の安全を確保すること。

## 2 児童生徒の不登校について

- 新型コロナウイルス感染症に伴う長期にわたる学校の休業により、学校再開後においても様々な不安やストレスを抱える児童生徒や、保護者の経済状況など家庭環境に変化が生じる児童生徒の増加が見込まれる。
- 健康相談等の実施やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等による心理面・福祉面からの支援など、新たな不登校や不登校の長期化の要因となり得る児童生徒の不安や家庭環境に係る状況の悪化に対する支援に適切に取り組むこと。
- 子供たちの「学びの保障」のための取組方針について、児童生徒の発達段階に応じて丁寧に説明を行い、学習に対する不安を軽減すること。

## 3 児童虐待について

- 先が見通せないことによる不安やストレス等に加え、臨時休業等により児童生徒や保護者の在宅時間が増加し、周囲の目が届きにくくなることから、児童虐待のリスクの増加や深刻化が懸念される。
- 健康観察や健康診断等の実施、児童生徒に学校休業中の状況の聞き取りやアンケート調査を行う等により、児童生徒等の状況を的確に把握し、スクールソーシャルワーカーや関係機関等による支援に確実につなげること。
- 教職員は虐待と疑われる事案を発見・見聞きした場合は、特定の教職員で抱え込まず、直ちに校長等の管理職に相談・報告し、管理職のリーダーシップのもと、関係教職員がチームとして組織的に対応すること。

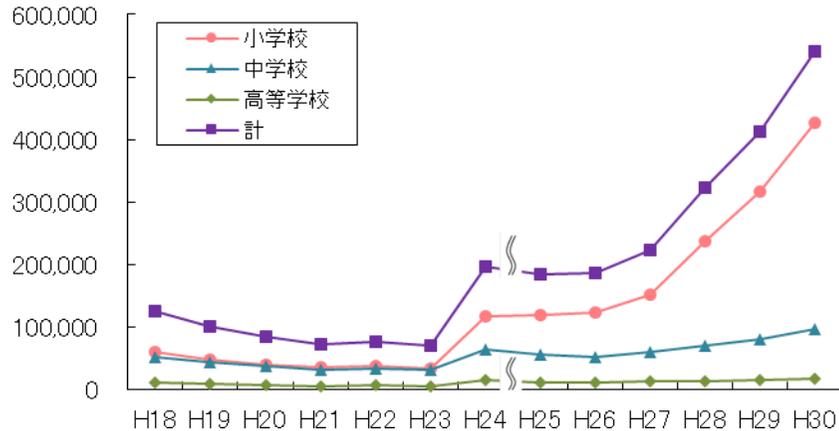
## 4 児童生徒に対する差別や偏見について

- 新型コロナウイルス感染症に関連し、差別や偏見につながるような行為は断じて許されるものではなく、当該感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うなど、生徒指導上の配慮等を十分に行うこと。
- アンケート調査等により悩みを抱える児童生徒の早期発見に努め、学級担任や養護教諭等を中心とした健康観察や健康相談の実施等により児童生徒の状況を的確に把握し、心の健康問題に適切に対応すること。
- 児童生徒や保護者等が新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見等に悩んだ場合の相談窓口（同上）を適宜周知すること。

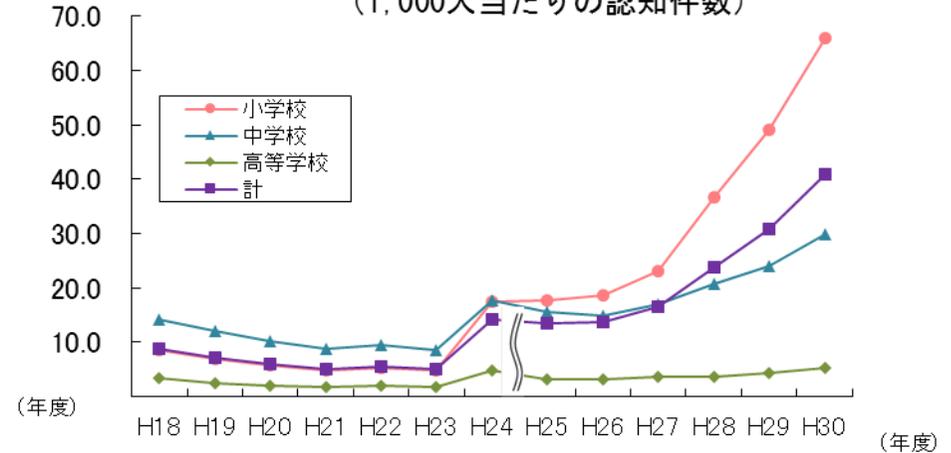
# いじめの状況について

小・中・高等学校及び特別支援学校における、いじめの認知件数は543,933件（前年度414,378件）と前年度より、129,555件増加しており、児童生徒1,000人当たりの認知件数は40.9件（前年度30.9件）である。  
認知件数について、全校種（小学校は425,844件、中学校は97,704件、高等学校は17,709件、特別支援学校は2,676件）で増加している。

(件) いじめの認知件数の推移



(件) いじめの認知率の推移  
(1,000人当たりの認知件数)



※ 平成25年度から高等学校通信制課程を調査対象に含めている。また、同年度からいじめの定義を変更している。

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
小学校	60,897 8.5	48,896 6.9	40,807 5.7	34,766 4.9	36,909 5.3	33,124 4.8	117,384 17.4	118,748 17.8	122,734 18.6	151,692 23.2	237,256 36.5	317,121 49.1	425,844 66.0
中学校	51,310 14.2	43,505 12.0	36,795 10.2	32,111 8.9	33,323 9.4	30,749 8.6	63,634 17.8	55,248 15.6	52,971 15.0	59,502 17.1	71,309 20.8	80,424 24.0	97,704 29.8
高等学校	12,307 3.5	8,355 2.5	6,737 2.0	5,642 1.7	7,018 2.1	6,020 1.8	16,274 4.8	11,039 3.1	11,404 3.2	12,664 3.6	12,874 3.7	14,789 4.3	17,709 5.2
特別支援学校	384 3.7	341 3.2	309 2.8	259 2.2	380 3.1	338 2.7	817 6.4	768 5.9	963 7.3	1,274 9.4	1,704 12.4	2,044 14.5	2,676 19.0
合計	124,898 8.7	101,097 7.1	84,648 6.0	72,778 5.1	77,630 5.5	70,231 5.0	198,109 14.3	185,803 13.4	188,072 13.7	225,132 16.5	323,143 23.8	414,378 30.9	543,933 40.9

《小学校認知件数》  
前年度より  
108,723件(34.3%)の増加

《中学校認知件数》  
前年度より  
17,280件(21.5%)の増加

《高等学校認知件数》  
前年度より  
2,920件(19.7%)の増加

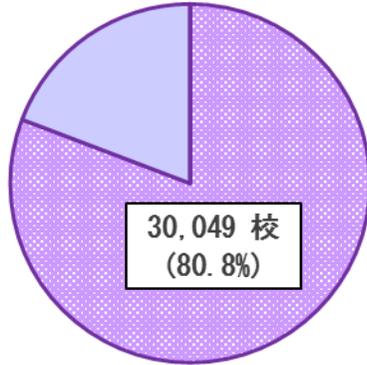
《特別支援学校認知件数》  
前年度より  
632件(30.9%)の増加

※ 上段は認知件数、下段は1,000人当たりの認知件数。

# いじめの状況について

## いじめを認知した学校数の割合

全学校



- いじめを認知した学校数  
30,049校（総数の80.8%）  
（前年度より6.4ポイント向上）
- 1校当たりの認知件数  
14.6件（前年度11.1件）

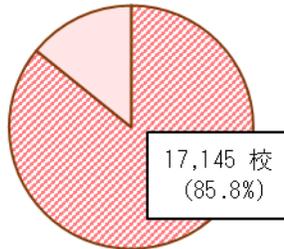
「平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果について」（平成27年12月22日付け児童生徒課長通知）にて、下記のとおり通知しており、各学校においていじめの認知への取組が行われた。

### 【通知より抜粋】

いじめを認知していない学校…にあつては、真にいじめを根絶できている場合も存在するであろうが、解消に向けた対策が何らとられることなく放置されたいじめが多数潜在する場合もあると懸念している。特に、…いじめの認知件数が零であった学校においては、当該事実を児童生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで、認知漏れがないかを確認すること。

## 学校種別の状況

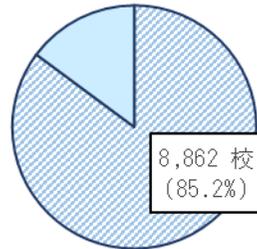
小学校



いじめを認知した学校数  
17,145校（総数の85.8%）  
（前年度から7.4ポイント向上）

1校当たりの認知件数  
21.3件（前年度15.7件）

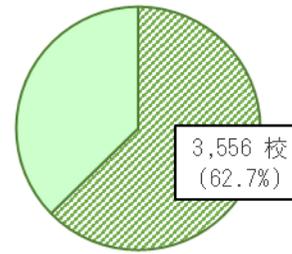
中学校



いじめを認知した学校数  
8,862校（総数の85.2%）  
（前年度から4.6ポイント向上）

1校当たりの認知件数  
9.4件（前年度7.7件）

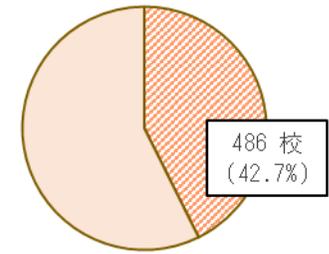
高等学校



いじめを認知した学校数  
3,556校（総数の62.7%）  
（前年度から6.1ポイント向上）

1校当たりの認知件数  
3.1件（前年度2.6件）

特別支援学校

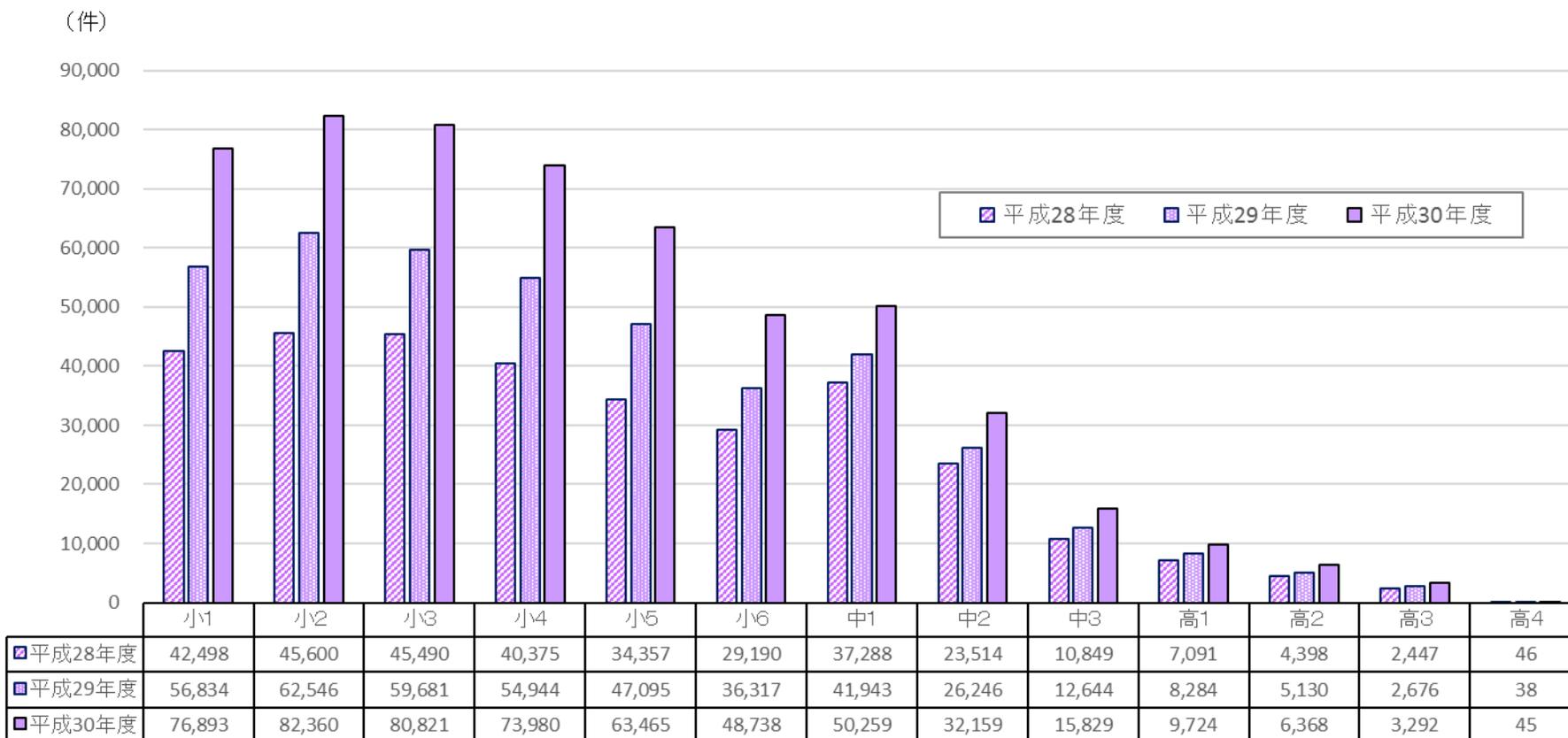


いじめを認知した学校数  
486校（総数の42.7%）  
（前年度から6.6ポイント向上）

1校当たりの認知件数  
2.3件（前年度1.8件）

# いじめの状況について

## 学年別 いじめの認知件数



※各学年の認知件数には、特別支援学校小学部・中学部・高等部の認知件数を含む

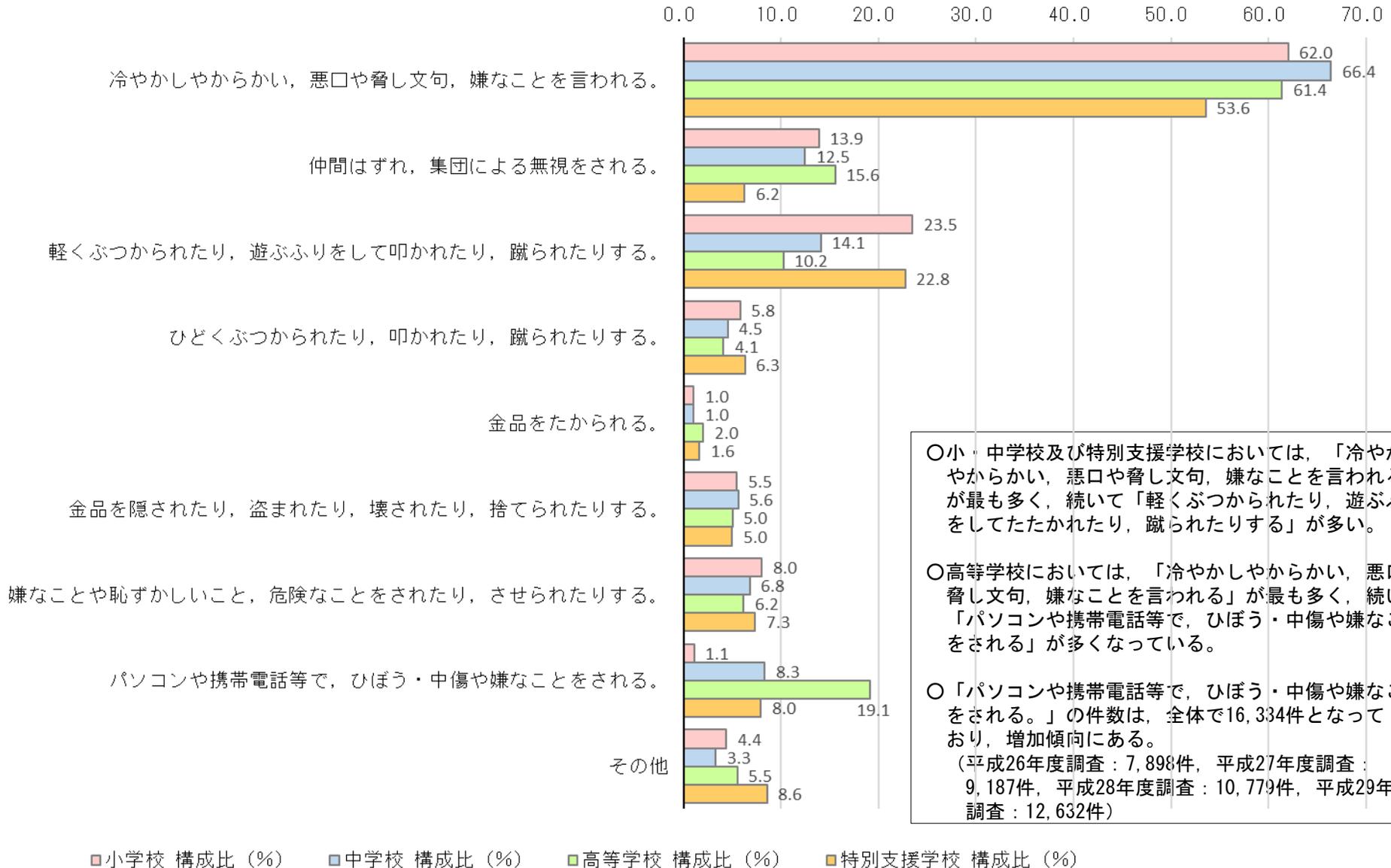
- 学年別いじめの認知件数では、小学校におけるいじめの認知件数が大幅に増加。
- 小学校のいじめの認知件数については、全体で34.3%（H29：317,121件→H30：425,844件）増加しており、特に低学年、中学年において増加が著しい。

# いじめの状況について

## いじめの態様別状況

※複数回答有

(%)



○小・中学校及び特別支援学校においては、「冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多く、続いて「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする」が多い。

○高等学校においては、「冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多く、続いて「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる」が多くなっている。

○「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。」の件数は、全体で16,334件となっており、増加傾向にある。  
 (平成26年度調査：7,898件、平成27年度調査：9,187件、平成28年度調査：10,779件、平成29年度調査：12,632件)

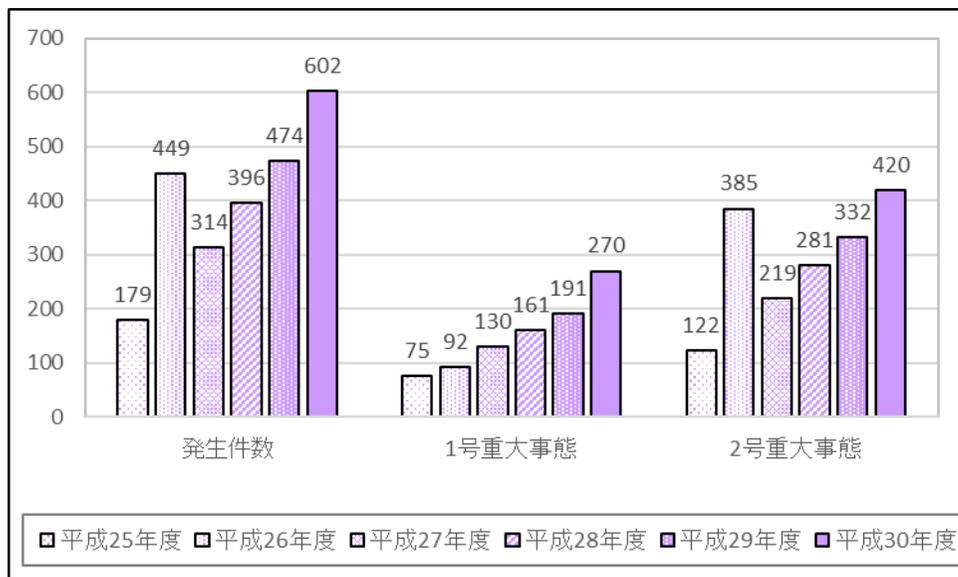
# いじめの重大事態について

## いじめの重大事態

重大事態の発生件数は、602件（前年度474件）。うち、法第28条第1項第1号に規定するものは270件（前年度191件）、同項第2号に規定するものは420件（前年度332件）である。

文部科学省では、いじめ防止対策推進法第28条第1項のいじめの重大事態への対応について、学校の設置者及び学校における法、基本方針等に則った適切な調査の実施に資するため、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を平成29年3月に策定している。

○いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数



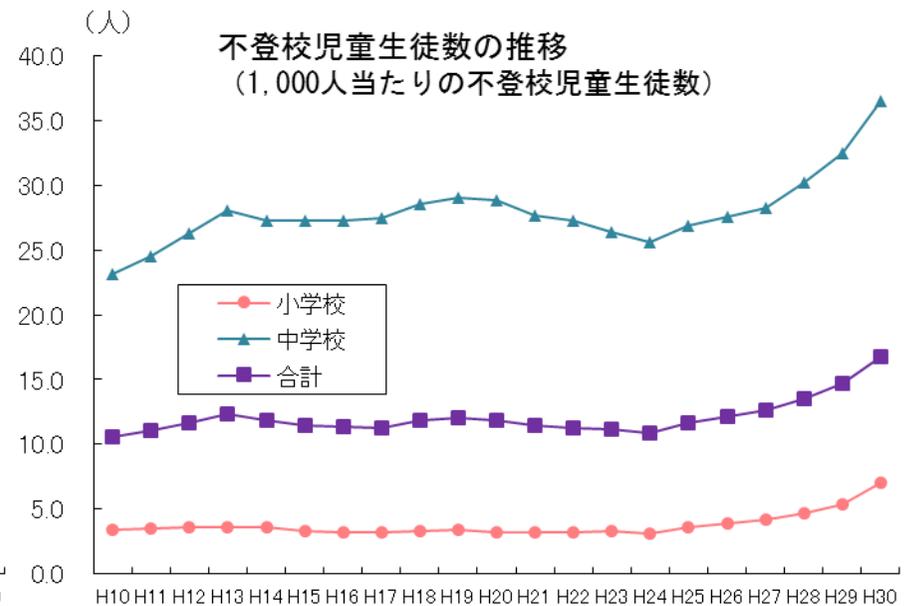
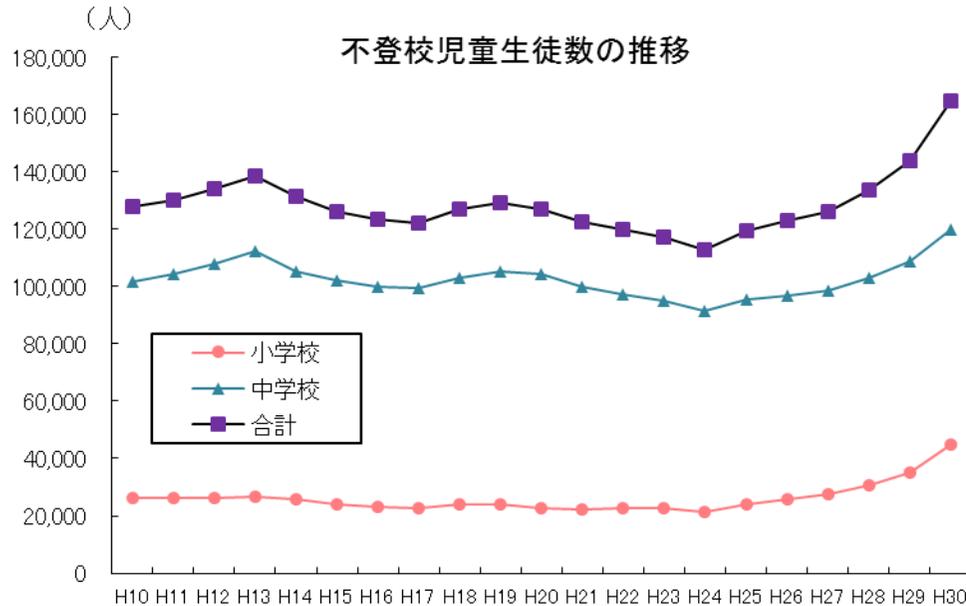
	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
重大事態発生校数（校）	188	280	113	4	585
重大事態発生件数（件）	188	288	122	4	602
うち、第1号	83	124	62	1	270
うち、第2号	134	205	78	3	420

※ いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号の規定は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」であり、同項第2号の規定は「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」である。

※ 1件の重大事態が第1号及び第2号の両方に該当する場合は、それぞれの項目に計上されている。

# 小・中学校における不登校の状況について

小・中学校における不登校児童生徒数は164,528人（前年度144,031人）であり、1,000人当たりの不登校児童生徒数は16.9人（前年度14.7人）。1,000人当たりの不登校児童生徒数は、平成10年度以降、最多となっている。



## 不登校児童生徒数(上段)と1,000人当たりの不登校児童生徒数(下段)

	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
小学校	26,017	26,047	26,373	26,511	25,869	24,077	23,318	22,709	23,825	23,927	22,652	22,327	22,463	22,622	21,243	24,175	25,864	27,583	30,448	35,032	44,841
	3.4	3.5	3.6	3.6	3.6	3.3	3.2	3.2	3.3	3.4	3.2	3.2	3.2	3.3	3.1	3.6	3.9	4.2	4.7	5.4	7.0
中学校	101,675	104,180	107,913	112,211	105,383	102,149	100,040	99,578	103,069	105,328	104,153	100,105	97,428	94,836	91,446	95,442	97,033	98,408	103,235	108,999	119,687
	23.2	24.5	26.3	28.1	27.3	27.3	27.3	27.5	28.6	29.1	28.9	27.7	27.3	26.4	25.6	26.9	27.6	28.3	30.1	32.5	36.5
合計	127,692	130,227	134,286	138,722	131,252	126,226	123,358	122,287	126,894	129,255	126,805	122,432	119,891	117,458	112,689	119,617	122,897	125,991	133,683	144,031	164,528
	10.6	11.1	11.7	12.3	11.8	11.5	11.4	11.3	11.8	12.0	11.8	11.5	11.3	11.2	10.9	11.7	12.1	12.6	13.5	14.7	16.9

※平成10年度調査より不登校児童生徒として調査を行っている。

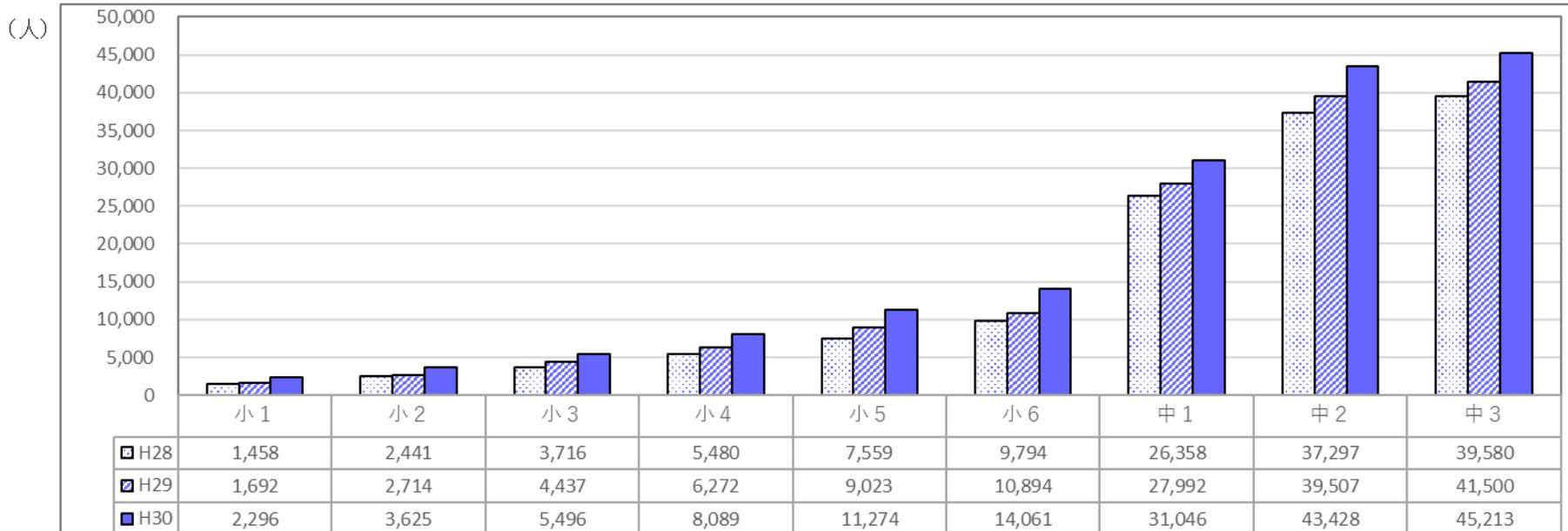
# 小・中学校における不登校の状況について

90日以上欠席した者は、不登校児童生徒数の58.1%を占め、依然として長期に及ぶ不登校児童生徒が多い。

区分	欠席日数30～89日の者		欠席日数90日以上で出席日数11日以上の子		欠席日数90日以上で出席日数1～10日の者		欠席日数90日以上で出席日数0日の者		不登校児童生徒数
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	
小学校	24,794	55.3%	16,891	37.7%	1,997	4.5%	1,159	2.6%	44,841
中学校	44,099	36.8%	60,092	50.2%	10,629	8.9%	4,867	4.1%	119,687
合計	68,893	41.9%	76,983	46.8%	12,626	7.7%	6,026	3.7%	164,528

※ パーセンテージは、各区分における不登校児童生徒数に対する割合。

## 学年別不登校児童生徒数



# 小・中学校における不登校の状況について

## 不登校の要因

### 【国公立】小・中学校

学校、家庭に係る要因 (区分)	不登校児童生徒数	学校に係る状況								家庭に係る状況	左記に該当なし
		いじめ	いじめを除く友人関係をめぐる問題	教職員との関係をめぐる問題	学業の不振	進路に係る不安	クラブ活動、部活動等への不応	学校のきまり等をめぐる問題	入学、転編入学、進級時の不応		
小学校	44,841	359	9,740	2,009	6,795	495	102	1,145	2,026	24,901	6,165
	-	0.8%	21.7%	4.5%	15.2%	1.1%	0.2%	2.6%	4.5%	55.5%	13.7%
中学校	119,687	678	35,995	3,028	28,687	6,395	3,173	4,043	9,207	37,040	16,041
	-	0.6%	30.1%	2.5%	24.0%	5.3%	2.7%	3.4%	7.7%	30.9%	13.4%
合計	164,528	1,037	45,735	5,037	35,482	6,890	3,275	5,188	11,233	61,941	22,206
	-	0.6%	27.8%	3.1%	21.6%	4.2%	2.0%	3.2%	6.8%	37.6%	13.5%

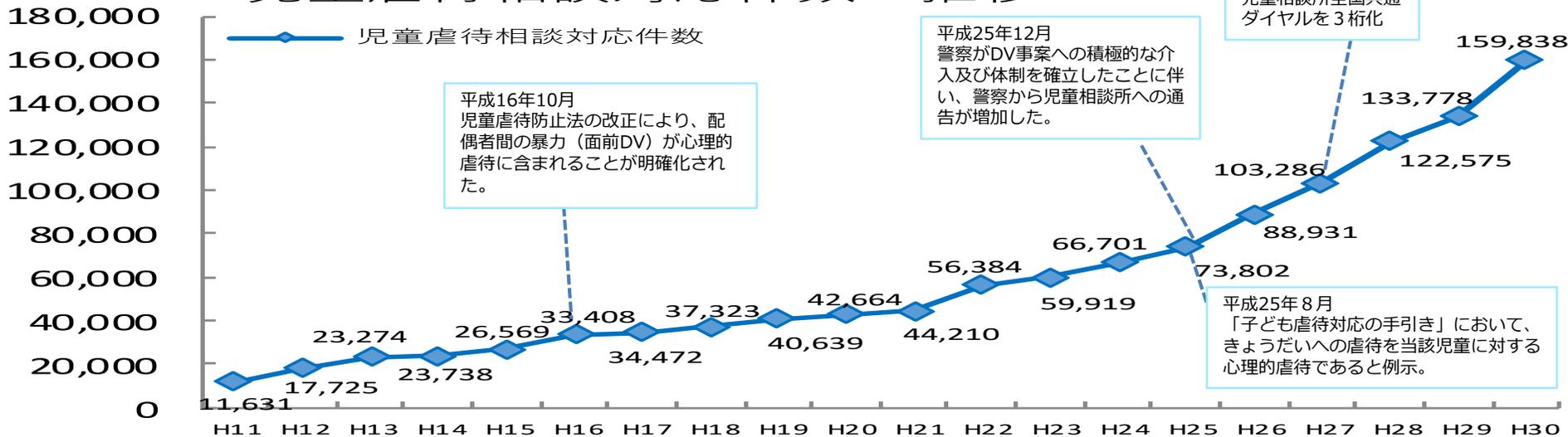
複数回答可

- ※ 「学校、家庭に係る要因（区分）」については、複数回答可。
- ※ 「家庭に係る状況」とは、家庭の生活環境の急激な変化、親子関係をめぐる問題、家庭内の不和等が該当する。
- ※ 下段は、不登校児童生徒数に対する割合。

# 児童虐待の状況について

- 平成30年度における児童相談所の児童虐待相談対応件数は、159,838件。平成11年度に比べて約14倍。
- 心理的虐待の割合が最も多く（55.3%）、次いで身体的虐待の割合が多い（25.2%）。
- 相談経路は、警察等（50%）、近隣知人（13%）、家族（7%）、学校等（7%）からの通告が多くなっている。

## 児童虐待相談対応件数の推移



### 虐待相談の内容別割合

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総数
平成30年度	40,238 (25.2%) (+7,015)	29,479 (18.4%) (+2,658)	1,730 (1.1%) (+193)	88,391 (55.3%) (+16,194)	159,838 (100.0%) (+26,060)

### 虐待相談の相談経路

	家族	親戚	近隣知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設	警察等	学校等	その他	総数
30年度	11,178 (7%) (+1,514)	2,314 (2%) (+143)	21,449 (13%) (+4,467)	1,414 (1%) (+296)	8,331 (5%) (+705)	230 (0%) (+12)	216 (0%) (+48)	3,542 (2%) (+343)	2,477 (2%) (+431)	79,138 (50%) (+13,083)	11,449 (7%) (+2,168)	18,100 (11%) (+2,850)	159,838 (100%) (+26,060)

# 児童虐待対応に当たってスクールカウンセラー・ スクールソーシャルワーカーを活用した事例について

## 茨城県教育委員会の事例（S C）

### 事例の概要

- 本児は、家庭内で保護者から暴力を振るわれており、時折「家に帰りたくない」と訴えることがあった。  
暴力は数年前から続いていた。

### 支援の方向性

- S Cが本児へ面接を行うとともに、面接により把握した内容を踏まえ、本児の長所や援助資源についての見立てを行い、学校生活における支援の方向性及び関連機関との連携について教職員とコンサルテーションを行った。
- 本児との面接において、相談してくれたことを支持するとともに、身を守るためにできることについて話し合った。

### 成果

心の専門家としてのS Cの見立てが適切な対応につながり、保護者からの暴力は収まっている。

（出典）平成30年度スクールカウンセラー活用事業実践活動事例集

## 相模原市教育委員会の事例（S S W）

### 事例の概要

- 本児は、両親の離婚後、母親とアパートに転居した頃より欠席がちになり不登校（本年度は全欠）。  
また、学校の歯科検診で多数の虫歯が見つかるも治療の形跡が皆無であり、ネグレクトの疑いがある。
- 担任教師による家庭訪問でも母子ともに面会できず、家はごみ屋敷。

### 支援の方向性

- SSWが家庭環境調査票なども踏まえて、本児の置かれている状況を整理。
- 学校が通告し、要対協に繋がったことで、ケース会議が開催され、学校・要対協担当部署・SSWで役割分担し母親を支援。

### 成果

母親が送迎をし、本児は登校を再開したほか、SSWが母親の就学援助申請を支援したことにより、本児の歯科通院も開始。  
また、校内ケース会議において複数の教職員による本人と母親の支援体制を構築。

（出典）平成29年度スクールカウンセラー活用事業実践活動事例集

「教育再生実行会議提言」、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「第3期教育振興基本計画」を踏まえ、いじめの未然防止、早期発見・早期対応や教育相談体制の整備及びインターネットやSNSを通じて行われるいじめへの対応など、地方公共団体等におけるいじめ問題をはじめとする生徒指導上の諸課題への対応のための支援体制を整備するほか、専門スタッフの配置充実を図る。

また、平成28年に成立した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」及び同法に基づき策定した基本指針を踏まえ、不登校児童生徒に対する教育機会の確保の推進のため、教育委員会・学校、関係機関の連携等による不登校児童生徒へのきめ細かな支援体制の整備を推進する。

## ■ 早期発見・早期対応（外部専門家を活用した教育相談体制の整備・関係機関との連携強化等） 7,021百万円（6,690百万円）

### ① スクールカウンセラーの配置充実

- ・スクールカウンセラーの配置：全公立小中学校への配置（27,500校）
- ・虐待対策、いじめ・不登校対策、貧困対策のための重点配置
- ・教育支援センター（適応指導教室）の機能強化
- ・スーパーバイザーの配置
- ・連絡協議会の開催等を通じた質向上の取組の支援

### ② スクールソーシャルワーカーの配置充実

- ・スクールソーシャルワーカーの配置：全中学校区への配置（10,000中学校区）
- ・虐待対策、いじめ・不登校対策、貧困対策のための重点配置
- ・教育支援センター（適応指導教室）の機能強化
- ・スーパーバイザーの配置
- ・連絡協議会の開催等を通じた質向上の取組の支援

◇第3期教育振興基本計画～抜粋～

（平成30年6月閣議決定）

2019年度までに、原則として、SCを全公立小中学校に配置するとともに、SSWを全中学校区に配置し、それ以降は配置状況も踏まえ、配置時間の充実等学校における専門スタッフとしてふさわしい配置条件の実現を目指す。



### ③ 不登校児童生徒に対する支援推進事業

- ・教育支援センターを中核とした教育委員会等と関係機関、民間団体等の連携による不登校児童生徒の支援体制の整備
- ・関係機関との連携を支援するコーディネーター等の配置
- ・学校以外の場における不登校児童生徒の支援の推進

### ④ SNS等を活用した相談体制構築事業

- ・いじめを含め、様々な悩みを抱える児童生徒に対するSNS等を活用した相談体制の構築を支援（30箇所）する。

### ⑤ 幅広い外部専門家を活用していじめ問題等の解決に向けて調整、支援する取組の促進等

## ■ いじめ対策・不登校支援等推進事業 41百万円（167百万円）

【いじめ対策、不登校支援等に対応するため、先進的調査研究を委託】

### ① 自殺予防に対する効果的な取組に関する調査研究

#### （2箇所）

- ・子供の自殺予防のため、自殺総合対策大綱に盛り込まれた「SOSの出し方に関する教育」と従来の自殺予防教育を組み合わせて段階的に実施することの有効性を検証するための調査研究

### ② スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常勤化に向けた調査研究（1箇所）

- ・学校教育法等においてSC及びSSWが正規の職員として規定された場合を想定し、チーム学校の一員としてSC及びSSWの連携の在り方や、週5日配置へ向けた働き方及び学校・関係機関との連携方策について検証するための調査研究

### ③ SNS等を活用した相談体制の在り方に関する調査研究

#### （1箇所）

- ・SNS等を活用した相談体制の展開を図りつつ、効果的・効率的な相談受付日や受付時間等、適正規模の相談体制の在り方、相談技法やシステムの確立等の研究を行うとともに、SNS等を活用した相談と電話相談の有機的な連携の仕組みを明らかにする調査研究

### ④ 不登校児童生徒の実態把握等に関する調査研究（9箇所）

- ・不登校になった要因や学校外で受けている相談・指導の状況、支援に関するニーズ等、不登校の未然防止や不登校児童生徒への支援の在り方等を検討していく上で必要となる不登校児童生徒の実態把握等を行うための調査研究

## ■ 【関連施策】

### ① 教職員定数の改善

新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革実現のための指導・運営体制の構築に向け、教職員定数を改善。その中で、いじめ・不登校等の未然防止・早期対応等の強化のため、+100人の定数改善を計上。

### ② 教員研修の充実

教職員支援機構において、いじめの問題に関する情報共有や組織的対応を柱とした指導者養成研修の実施

### ③ 道徳教育の抜本的改善・充実等

教育委員会等が行う研修や地域教材の活用等による地域の特色を生かした道徳教育の実践・普及への支援、道徳科の教科書の無償給与（小・中学校）等

### ④ 健全育成のための体験活動の推進

児童生徒の社会性を育む農山漁村等における様々な体験活動の推進

いじめや虐待等の課題に効果的に対応し、不登校を含む個々の児童生徒の状況に応じた適切な支援を行える学校環境を整備するためには、

**①積極的な生徒指導、②予防的な指導の充実、③教育委員会・学校における組織的な対応の推進、④教育相談体制の整備、⑤不登校児童生徒の学習環境の確保、**

といった取組を行う必要がある。

### ① 積極的な生徒指導の実施

- ・ 学校教育におけるあらゆる場面での的確な生徒指導（課題解決的な指導、予防的な指導、成長を促す指導）を行い、児童生徒の問題行動の発生を未然に防止し、自己実現を図っていく能力を育成。

### ② 予防的な指導の充実

- ・ 児童生徒の自己有用感や社会性を高める「ピア・サポート」や人間関係構築のための技能を高める「ソーシャルスキル・トレーニング」の普及を進めるとともに、スクールロイヤーなども活用したいじめ予防教育を推進。
- ・ スクールカウンセラーなども活用し、SOSの出し方に関する教育や自殺予防教育を推進。
- ・ 虐待を受けている児童生徒が自らの置かれている状況に気づき、相談できるよう、必要な取組を推進。
- ・ いじめや不登校、虐待のリスクの高い児童生徒の早期発見につながるスクリーニングの実施を推進。

### ③ 教育委員会・学校における組織的な対応の推進

- ・ いじめ防止のための学校改善サイクルを回すため、PDCAプロセスの手順を開発し、学校における取組を徹底（ICTの活用などにより、学校現場の負担軽減にも配慮）。
- ・ いじめ防止のための研修や事案対応に生かすため、ICTを活用したいじめのデータ分析を推進
- ・ 虐待の早期発見・通告、保護・自立支援を円滑に行うため「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」に基づく対応の徹底、「学校現場における虐待防止に関する研修教材」を活用した研修の実施。
- ・ 深刻な児童生徒間トラブルや、外部からの威圧的言動を伴う過剰な要求に対応するための法務相談体制の構築。

＜参考＞ 虐待の発見における学校の果たす役割の重要性（臨時休業下での事例）

- ・事例①：子供に「やけどのようなものがある」ことを登校日に学校が発見。児童相談所に連絡し、一時保護。警察に通報の上、病院へ連れて行った。
- ・事例②：保護者に暴行を受けた子供の関係者が学校に相談したことにより事件が発覚。学校が速やかに児童相談所など関係機関に連絡し、一時保護。保護者は警察に逮捕。

⇒ いずれの事例も、臨時休業下においても、学校が子供の状況を把握し、虐待を発見したもの。

### ④ 教育相談体制の整備

- ・ 生徒指導上の諸課題の増加・深刻化、教職員の働き方改革を踏まえたスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置時間等の充実を図るとともに、その専門性を十分に発揮できる環境の整備。
- ・ SNS等を活用した相談体制の全国的な展開。

### ⑤ 不登校児童生徒の学習環境の確保

- 全ての教職員が教育機会確保法や同法に基づく基本指針の趣旨を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援等を行うことができるよう、教職員研修等を通じ、法や基本指針の理解を深めるとともに、民間の団体等と連携するなどして、多様な教育機会の確保等に資する実践について学ぶための方策の推進。
- 不登校特例校における取組事例等の周知や、設置の申請に係る支援の強化等による不登校特例校の設置促進。
- 教育支援センターにおけるアウトリーチ型支援の実施や、教職員へのコンサルテーションなど、不登校支援の中核としての教育支援センターの機能強化。
- 不登校となる要因や支援ニーズ、再登校に向けた課題などについての詳細な調査分析による支援施策の充実。
- 不登校の早期の段階からの組織的・継続的な支援の強化。
- 学校内への教育支援センターの設置など、教育委員会が行う相談・指導体制の充実。
- 自宅等における遠隔教育も含めたICT等を活用した学習について、出席扱い等に関する制度の活用促進や好事例の周知。
- ICT端末の学校外での使用を可能とするとともに、教材の提供や学習成果の評価を行うことなどの取組の普及。